



第 34 号

社団法人 岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成19年 6月30日
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-6
発行者 社団法人 岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和
電話番号 058-274-0617
FAX番号 058-275-7045

目 次

「みず再生施設認定制度」創設	1
「みず再生施設認定制度」 平成19年 4月 1日より実施 ...	2
平成18年度浄化槽実務者研修会開催 「議会の責任」	3
(社)岐阜県浄化槽連合会 会長 玉川福和	
「生活排水の現状と今後の課題について」 ...	7
(財)日本環境整備教育センター 調査研究部長 国安克彦	
「メーカーによる改善事例の報告」 ...	12
玉川会長による総括	13
法定検査の未受検者に対する 指導について ...	15
浄化槽法定検査の受検状況	16

「みず再生施設認定制度」創設

合併浄化槽は下水道と同様な生活排水処理施設として位置付けられているが、そのためには製造・施工・維持管理の徹底により、放流水の水質基準にすべての合併浄化槽が適合する必要がある。

この度、岐阜県の指定検査機関である(財)岐阜県環境管理技術センターは「みず再生施設認定制度」を創設し、平成19年 4月 1日より実施した。この制度によると、認定基準として四つの適合すべき条件が設けられ、それらに適合したものには認定証が発行される。しかし、現状においてすべての合併浄化槽が認定されることにはならない。認定されない浄化槽については、製品別、業者別等が公開され、認定されるまで改善・改良が義務付けられる。

行政、業界としては、向こう 3年を目途に100%認定されることを目標としており、目標達成に全力を傾けることになる。

かくして、関係者の努力と住民の信頼、協力のもとに、新しい合併浄化槽の時代が展開されることとなった。

(財)岐阜県環境管理技術センター（指定検査機関）

「みず再生施設認定制度」

平成19年4月1日から実施

(財)岐阜県環境管理技術センター（指定検査機関）は「みず再生施設認定制度」を創設し、平成19年4月1日から実施した。

認定制度の趣旨

現行の下水道事業の経営状況は、総じて厳しい状況にあることから、既存の合併浄化槽との共生により、汚水処理施設の整備が効率化されます。

合併浄化槽は、生活排水を発生源で処理し、身近な河川や側溝に放流することから、河川の水量の確保、多様な生態系の維持、水辺地の保全など自然の水環境に寄与しています。

また、人口の減少、地震・洪水などに対しても、管路や施設がコンパクトなため、その影響を受けにくい特性を有しています。

(財)岐阜県環境管理技術センターでは、プロワ停止時の警報機の設置や放流水の透視度30度以上の確保など、合併浄化槽のより高度な維持管理による「みず再生施設認定制度」を創設します。

認定基準

1. (財)岐阜県環境管理技術センターが実施した7条検査及び11条検査を含めた法定検査で、過去3年間連続して判定基準に適合していること。
なお、認定後の11条検査で不合格となった浄化槽は、維持管理業者が是正措置を1週間以内に実施するものとする。
2. 保守点検及び清掃が、浄化槽法で定められた回数及び技術上の基準に基づき実施されていること。
3. 浄化槽の放流水が、透視度30度以上であること。
4. 浄化槽のプロワ停止警報機が設置されていること。

認定証シール



平成18年度 浄化槽実務者研修会 開催

会員 行政 他県など1,500名が研修

平成18年度浄化槽実務者研修会が 主催 (社)岐阜県浄化槽連合会 岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会 協力 岐阜県環境生活部廃棄物対策課により、平成19年3月2日飛騨会場を皮切りに5日間5会場で開催され、会員(施工・保守点検・清掃・法定検査)行政、他県からの研修者を含めて1,500名が受講した。

内容は ①玉川福和会長の講演「議会の責任」②(財)日本環境整備教育センター国安克彦調査研究部長の講演「生活排水処理の現状と今後の課題について」③県の報告 ④メーカーによる水質改善事例の報告・質疑応答・玉川会長による総括が行われた。



「 議 会 の 責 任 」

社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川 福和

私達は財政破綻した北海道の夕張市のことをテレビでは見るが、どうも緊迫感がない。臨場感がない。人ごとのように思っておりますが、岐阜県の42市町村のうち37(88%)の自治体が自信がないと言っています。ということは夕張市のようになっても何ら不思議はない。そして国会もこのことに対して無関心であります。国民も国会も無関心である。したがって、夕張市の再建はほど遠いと思う。

そこで、いま振り返って日本全体の構図を見ると一番大きな問題は年金問題であります。この年金制度というのは1943年に発足しております。つまり、終戦の2年前に、労働者国民年金とかいった名称で積立制度として始まった。ところが始めてみると、どんどんお金が集まるが使い道がない。つまり先取りでありますから40数年経ってから支払うことになる。ですから役人がお金を使ってしまった。足らなくなったときは賦課方式と言えいいということで賦課方式という表現が出てきた。しかし、賦課方式という方式は国会を通過していない。国民年金は債務超過が39兆円あります。そして厚生年金の債務超過が450兆円があることがわかった。そこで、どうしてこうなったかということをしきりと説明して次の制度をつくっていかないと、腐った木にペンキを塗っただけでは家は建たんぞということをおもひながら意識してもいい。

もう一つ意識しなくてはならないのは今の自治体の不安定さであります。自治体がいづ破綻してもおかしくない。自治体が破綻しだすと、当然県も破綻する。県が破綻すると国が滅びるぞということはおわかりになったことであるが、なかなかリアルにイメージができない。日本人は戦後一生懸命働いて現在の日本を築きあげたが、どうもハンドルを切ることができない。国会も行政もハンドルを切れない。ハンドルを切る仕事を我々がやろうということで私は主張をいたしました。

全国の生活排水処理はあと幾らかかるかと言いますと、すべて下水道にすると53兆円必要です。現在合併浄化槽の利用人口は1,000万人おります。これを下水道に繋がなくてもいいという制度にする。私は制度改正を目指しておりますが、そうすると15兆円軽減できます。それからすべて合併浄化槽でやったらどうかというと4兆円ぐらいでできる。

じゃあ、岐阜県はどうかというと全部下水道にすると1兆1,000億円かかる。いま岐阜県の合併浄化槽の利用人口は25万2,000人おります。これを下水道に繋がらないということにすれば4,000億円が軽減できます。

そこで、これを実現しようと考えて、いま岐阜県で制度づくりをしました。岐阜県には指定検査機関として(財)岐阜県環境管理技術センターがありますが、ここに全国で初の「みず再生施設認定制度」を創設し、4月1日から施行しました。合併浄化槽は岐阜県ではらくらく契約をしています。らくらく契約というのは保守点検・清掃・法定検査の三つの義務を一括で果たしていくものです。(財)岐阜県環境管理技術センターが法定検査を行い、適・不適を明確にする。この法定検査で過去3年間連続して判定基準に適合して不適事項がないこと。浄化槽の放流水質が透視度30度以上であること。それからもう一つ浄化槽の一番の弱点であるブロワが停止する問題を解決する方策です。ブロワが停止すると一週間程で水質は悪化します。それを国土交通省の下水道部は浄化槽はいいかげんだと公言します。そこで昨年からは停止したときに何か警報機をつけて、まず設置者にわかるようにしなさいということで、停止したらまずチャイムが鳴る、そして音声で「ブロワが停止しました。維持管理業者にお知らせください。」と、これを繰り返しやる。これでブロワの停止による弊害は払拭できると思う。これを岐阜県内の25万人の世帯に私達業界でつけます。保守点検・清掃・法定検査から資金を出します。およそ1億円かかりますが、これは維持管理業者の責務だと考えてみんなでやることにしました。

これらをクリアすると「みず再生施設」として認定し、認定証シールも発給されます。設置者には、これで下水道に接続する必要のない施設として認証されたということを伝えます。そこで、この認定を受けるのは現在何%かということ約30%です。30%も受かるのかという人もいれば、30%しか受からないのかという人もいると思う。どういう現象になるか、ここからが私はいちばん良いことが起こると思うんです。一生懸命やらなきゃ受からない。この家はシールが貼ってある、認証されている。隣の家は貼ってない。しかし、同じ管理業者がやって同じ金額である。なんでだといって文句がでる。そのときに初めて保守点検をしている人が、こよう理由でお宅の水は駄目なんです、天ぷら油が流れ過ぎとか、いろんな原因を明確に指摘できる。業者も今までは何となく行って、何となく時間が経って、何となく帰って来た。しかし、これからは通用しなくなる。自分の管理している浄化槽が認証されるか、されないかが明らかになる。認証されない浄化槽は明確にお知らせします。今後、結果は公表されることになるが、一つは地域別、会社別、会社内の業種別、そしてメーカー別。メーカーについてもきちっとやります。メーカーはコンパクトを求め過ぎて、いま容量不足が言われているがなかなか歯止めがかからない。私はコンパクト化したことによって技術は著しく進歩したと思う。しかし、水質や最低限維持しなくてはならない機能を無視して小さくしたところもある。浄化槽の機能は1年間は持ちこたえないといけない。

岐阜県の揖斐川町が既存の合併浄化槽は下水道から除外施設にしたことは、すでにみなさんも承知のことではありますが、次の美濃加茂市広報はホームページに掲載しておりますが、ここは下水道計画が先にあって、あとからこのことを盛り込んだものです。

生活環境を見つめましょう！

市内を流れる河川や池は、動物や植物にとって大切な住環境であるとともに、わたしたちに潤いや安らぎを与えてくれる重要な役割を持っています。

水環境を良好な状態に保つためには、わたしたちの暮らしから出る雑排水を浄化して流す必要があります。

合併処理浄化槽（以下「合併浄化槽」）や公共下水道で生活排水を処理し、良好な生活環境の保持にご協力ください。

○公共下水道

公共下水道は、水環境を良好に保つための施設として整備されています。

そのため、公共下水道が整備された地域で、くみ取り式トイレを利用している人は、3年以内に水洗トイレへ改造することが法律で義務付けられています。

くみ取り式トイレを利用している人は、早めに公共下水道への切り替えをお願いします。

○融資のあっせんや補助金制度

公共下水道への切り替えや合併浄化槽の設置に当たっては、融資のあっせんまたは補助金などの制度があります。

※ 詳細については、下水道課へお尋ねください

○浄化槽

合併浄化槽は、し尿ばかりではなく雑排水も同時に処理できるため、下水道と並ぶ水処理施設と位置付けられています。

すでに合併浄化槽を利用している人は、継続してご使用になることができます。

中程に○が二つある。公共下水道と浄化槽。浄化槽の部分を読みますと、「合併浄化槽は、し尿ばかりでなく雑排水も同時に処理できるため、下水道と並ぶ水処理施設と位置付けられています。すでに合併浄化槽を利用している人は、継続してご使用になることができます。」つまり、今までは嫌がられても、役人が半強制的に下水道に繋げということを強要してきた。しかし、そういうことはもうしませんということを広報で出した。こうゆう時代に入ってきた。したがって、いま私達が新しい認定制度をつくったことと一致点がある。

さらにこんなことも書いてある。

下水道事業 ～一世帯平均使用料と税金の補てん～

現在、当市では、一世帯当たり約 35 m³排水されています。

35 m³では、月額 5,407 円の使用料となりますが、実際には月額 13,370 円必要です。つまり、実際の下水道料金には 1 カ月で 7,963 円、1 年で 95,556 円の税金が投入されていることとなります。

平成 16 年度では、3 億 8 千 8 百万円ほどのお金が補てんされていますが、これからも同様に、もしくはそれ以上のお金を毎年補てんしていかなければなりません。

このように、下水道事業に掛かる経費は年々増加しており、事業を実施するに当たっては、

	月 額	年 額
国が指導している料金	13,370 円	160,440 円
現在の下水道料金	5,407 円	64,884 円
不 足 額	7,963 円	95,556 円

徹底したコスト削減を実施していかなければなりません。

下水道事業を安定して行うためには、使用料金の見直しも視野に入れていかなければなりません。今後とも効率的な経営に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

下水道課 内線 291

国が指導している料金は月額13,370円、年額にすると160,440円。現在の下水道料金は年額64,884円、不足額95,556円。こんなことも言うようになった。そろそろ下水道から次の時代に差しかかることになる。

基本は情報公開です。年金の問題も情報公開がないからです。その意味では日本は全く開けていない国だと思う。しかし、私達は日本で生まれて日本で死んでいく。子供達もまた日本で生まれ、勉強して立派に育って、いい社会、いい人生を送ってもらう必要もある。私達がせめて仕事を通していい状態をつくれるなら、こんな幸せなことはない。仕事を通して社会に貢献する。それには、今までの状態からもう一步ジャンプしてもらう必要がある。

認定制度では、今の状態では約30%しか認証されません。100%にするぞと頑張る。今の段階で約30%ですが、1年ごとに30%ずつ上げていくと3年後にはすべての浄化槽が認証されることになる。そうすることにおいて市町村も必ず救われる。こうゆう認識を共有する必要があります。



「生活排水の現状と今後の課題について」

～人口減少・超高齢化社会に向けた生活排水処理の在り方～

財団法人日本環境整備教育センター
調査研究部長 国 安 克 彦



2030年問題（人口減少、少子・高齢化）

今日は2030年問題から始めたいと思います。一人の女性が一生の間に生む子供の数、合計特殊出生率といいますが、それが2人、基本的には2.1人ぐらい生んでいただければ人口は維持できます。それが第一次ベビーブームでは3人から4人ぐらいあったのがどんどん下がって行って、一昨年は1.29人、昨年は1.3人台ぐらいということで極端に減ってきている。人口が減るということはどうゆうことかということ、さっき、玉川会長のお話にもあったような借金の問題です。もともと人口が増えるときは経済も活性化されるから、いま借金したってあとあと人口が増えて税収も上がるし、個人負担の借金も減るからどんどん借金をしているんな社会資本を整備しましょうという形で借金をしてきた。それがここにきて人口が減っていったときに、同じ考え方ができますかということ、とてもじゃないができません。そこで自治体では2030年問題と称しているんな議論がなされてきました。その中で大きな問題があるというのは、全国一律同じように人口が減るのかということです。人口が減るところは極端に減る。じゃあ、人口が減るということはどうゆうことかということ、地域内の産業活動が縮小し、それに伴う地域内の住民の所得も減少します。当然公共インフラも遊休化する。工場跡地とか、耕作放棄農地、空き店舗等が増加する。当然税収が減少するし、反面、高齢化による公共サービスの需要拡大、既存インフラの維持管理コスト等を要因として地方財政が悪化します。

さて、2030年問題で生活排水はどうなるんだろうかということですが、現在の都市のシステムは、将来人口が増加して経済が拡大していくことを前提に都市の構造、都市の施設がつくられています。逆に言うと、それがなければ維持できないシステムであり、そのもとで最も機能的に動けるように都市が設計されています。また都市施設について、付加価値が投資を下回るような地域では民間の再開発が行われなくなり、耐用年数到来に伴う再整備はおそらく困難になると予測されています。そうしたときに生活排水施設で集合処理をやったらどうゆう問題が起きるかということですが、公共下水道などの集合処理型の生活排水処理施設の場合、最終的な対象地域を確定後、その地域における10～30年後の汚水量等を推定し、その地域の最下流部に排水処理施設を建設、順次上流に向かって管渠を整備する手法が一般的な事業の進め方ですが、このような整備手法では、居住人口の増減、経済情勢や開発計画の変化、住民の要望などに対し整備計画の見直しが重要な課題となります。しかし、途中で止められないというのがほとんどの市町村で、止めたら補助金を返せという形にもなるんで、だからと工事を進めているというのが現状のような気がします。

それともう一つ大きな問題は高齢化率という言葉がありますが、人口の中で65歳以上の占める割合

です。高齢化率についても、日本は世界で最も早く高齢化が進んでいる国だと言われています。高齢化が進むとどうなるかという、さっきお話ししたような地方にとっては税収が減って負担が増える一方です。生活排水処理に対する経費負担もできないということです。高齢者急増に対応するには早めの備えが欠かせないが、まだこの危険に気づいていない自治体も少なくないという話です。

下水道事業と市町村財政

総務省の平成18年度地方財政白書によると、平成16年度における全市町村の歳入決算において、地方税は一般財源に占める割合が61%であり、地方公共団体が提供するサービスの基本であります。この地方税に対する下水道事業への繰出金の割合を算出しています。その金額は市町村の規模によって相当開きがあります。そこで私が割合として分母に選んだのが地方税収入です。自前で集められるお金、自分達の行政サービスに自由に使える財源という意味で、地方税収入を分母に、分子に下水道事業への繰出金をとって説明しますと、平成16年度平均で13%。最も大きいのは北海道の夕張市の近くの歌志内市というところで、地方税収入の83%を下水道事業の赤字に繰り入れています。ところがこういった市町村というのは、ほとんどが人口が減っている。イコールで地方税収入が落ちています。

岐阜県の場合、地方税収入と下水道への繰出金ですが、繰出割合が市で高いのは、海津市が33.4%、土岐市が30%で高い数字になっています。市に比べて町村はどうかというと、むしろ町村の方が厳しい数字が出ています。なぜ地方税収入を分母にとったかという、地方交付税というものはこれから当てにできませんよということが言いたかったからです。

下水道事業をやったときに国から補助金が半額出ます。半額出ても、すぐわかることですが、残り部分を起債で20年、30年で返したら、利息で元の金額と変わりません。平成4年頃から国はめっちゃくちゃなことをやった。こんなことを本当に国としてやっていいのかというようなことをやった。それはどうゆうことかという、バブルの景気対策として、何でもいからどんどん公共事業をやれ。やる中で、一番住民に同意が得られやすいのは公共下水道と焼却施設。それがどれだけの価値があるかは別にして、この二つについては住民は反対することはないだろうと考えてやった。そのときに、補助率5割はオーバーできませんから、何をやったかという、市町村負担分の半分は地方交付税で見ましょう。そうすれば実質負担は4分の1でいいんだから、いくらかかっても4分の1ならできるでしょうという話をやったわけです。それで一気に、平成4年から地方債がどんどん上がっていったということです。そのときに、じゃあ交付税の財源があったかという、それがいいんです。平成12年の予算で、地方交付税の財源、国の法定5税から入ってくる金が12.7兆円。だけど、そうゆう形でいろいろ公共事業をやらせる為に交付税措置をしなきゃいけない。その財源不足分として13.4兆円という金が足りない。そこで借りたのが、交付税特会借入金で8.1兆円です。この借入金は単年度で決算しなきゃいけない金ですが、毎年借り換えているという形です。それがいま52.8兆円。うち18兆円が国で、34.8兆円が地方だと言われています。地方分については2026年ぐらいまでに返しましょうということで、2010年ぐらいがピークで3兆600億円。今までの予算規模を確保しても、借金の元利で1兆円とか2兆円、ピーク時には3兆円の地方交付税が減ってくることが現実視されている。よほど景気が良くて国の税収が増えて地方交付税が増えない限り、財政力指数が低い市町村はまったく大変であります。

生活排水処理施設の整備状況と課題

総務省が出している汚水衛生処理率です。

汚水衛生処理率の経年変化 (単位：%)

都道府県	H. 2 年度	H. 4 年度	H. 6 年度	H. 8 年度	H. 10 年度	H. 12 年度	H. 13 年度	H. 14 年度	H. 15 年度	H. 16 年度
岐阜県	27.1	32.3	36.3	40.2	45.5	51.4	53.9	57.1	60.0	64.8
全国平均値	42.7	46.9	51.6	55.9	60.2	64.7	67.0	69.2	71.2	73.0

20/47

平成16年度現在、総務省発表の汚水衛生処理率では、公共下水道：62.2%、合併処理浄化槽：8.4%、コミュニティ・プラント：0.3%、農業集落排水施設：1.9%、漁業集落排水施設：0.1%の合計73.0%である。

平成16年度で全国が73%、岐阜県の場合は64.8%、20/47というのは47都道府県の20番目ということです。

次の表は施設別の経年変化率です。

生活排水処理施設別の汚水衛生処理率の経年変化（岐阜県 (単位：[%])

	公共下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽		計	
	岐阜県	全 国	岐阜県	全 国	岐阜県	全 国	岐阜県	全 国
平成10年度	35.1	52.4	1.5	1.0	8.8	6.4	45.4	59.8
平成11年度	36.8	54.0	2.0	1.2	9.4	6.9	48.2	62.1
平成12年度	38.5	55.7	2.5	1.4	10.3	7.2	51.3	64.3
平成13年度	40.1	57.4	2.9	1.6	10.9	7.7	53.8	66.6
平成14年度	42.6	59.2	3.4	1.7	11.1	7.9	57.0	68.8
平成15年度	44.5	60.8	3.5	1.8	11.8	8.2	59.9	70.8
平成16年度	47.2	62.2	3.9	1.9	13.5	8.4	64.6	72.6

注1) この表の計と前述の表との差額はコミュニティ・プラント・漁業集落排水施設などによるものである。

注2) 行政区内人口について、平成16年度の値は平成10年度の1.01で、過去6年間平均で約2,961人/年増である。

そこでお金を無視してこのままの伸び率で伸びた場合、どのくらいで100%になるかという大体14年後ぐらい、平成30年ぐらいには100%になるでしょう。単純な推計ですが。そのときの割合が今のままのペースでいきますと、公共下水道が大体70%、農業集落排水が8%ぐらい、合併処理浄化槽が22%。しかし、集合処理（公共下水道・農業集落排水）を考えると、人口の減少に伴う税収の変化、高齢化を考えると今のままでは伸びていかない、いや伸びさせてはいけないということだと思います。

もう一つの物差しとして、国交省、農水省、環境省が連携して、汚水処理人口普及率というのを出しています。次ページの表です。

処理施設別の汚水処理人口普及率(環境省、農林水産省、国土交通省合同発) 単位：万人

処理施設名	平成9年度	平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成17年度
下水道	7,088 (56.6%)	7,548 (59.9%)	8,032 (63.5%)	8,458 (66.7%)	8,802 (69.3%)
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設、林業集落排水施設 簡易排水施設を含む	168 (1.3%)	230 (1.8%)	290 (2.3%)	328 (2.6%)	352 (2.8%)
合併処理浄化槽 内訳 浄化槽市町村整備推進事業分 浄化槽設置整備事業分 上記以外分	747 (6.0%) (42) (190) (516)	872 (6.9%) (65) (263) (545)	965 (7.6%) (66) (345) (554)	1,030 (8.1%) (68) (420) (542)	1,093 (8.6%) (75) (477) (540)
コミュニティ プラント	47 (0.4%)	40 (0.3%)	40 (0.3%)	38 (0.3%)	35 (0.3%)
計 (整備率)	8,051 (64.2%)	8,689 (68.9%)	9,326 (73.7%)	9,854 (77.7%)	10,282 (80.9%)
総人口(住民基本台帳人口)	12,557	12,607	12,648	12,682	12,706

注) 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

汚水処理人口普及率の経年変化 (単位：%)

都道府県	H. 8年度	H. 9年度	H. 10年度	H. 11年度	H. 12年度	H. 13年度	H. 14年度	H. 15年度	H. 16年度	H. 17年度
岐阜県	48	52	56	59	64	67.5	70.9	74.0	77.1	79.4
全国平均値	62	64	66	69	71	73.7	75.8	77.7	79.4	80.9

17/47

汚水衛生処理率：64.8%

これで見ますと、平成17年度末ですが、岐阜県が79.4%、全国が80.9%。岐阜県は47都道府県の中で17番目で先程と比べて3番繰り上がっています。先の汚水衛生処理率とこの汚水処理人口普及率の違いはどこにあるかということ、集合処理施設の場合、配管が引かれて、もう使っているですよと供用開始エリアに住んでいる人口はすべてカウントします。それが汚水処理人口普及率です。比較のために先程の岐阜県の汚水衛生処理率の平成16年度を見ると64.8%、それが汚水処理人口普及率で見ると77.1%まで上がっている。岐阜県の場合はこの差が大きい。何が言いたいかということ、環境整備されても、そのエリアで住民が接続しないと水洗化率が低い。市町村はどんどん集合処理施設を整備していくけれども、住民にはそれに対する経費負担を含めて対応されていない。だから、同意、合意形成がほとんど得られていないんじゃないか、一方的な整備計画ではなかったかと思う訳です。

地震における生活排水処理施設

生活排水処理施設を整備するときに、地震のこと、特に耐震が非常に重要になってくると思います。国土審議会の資料を見ると、地震の今後30年以内の発生確率ですが、東海地震が86%と書いてある。これは非常に高い確率だと思う。これまでの地震で阪神淡路大震災では下水道の特に管渠部分に甚大な被害が生じたため、復旧までに4年2ヶ月かかって、役所の資料によると575億円ぐらい補修費がかかっています。それに比べて浄化槽は宅地内配管及び本体に部分的に破損が認められたが、いずれも被害は軽微で、その修復は容易であったとの報告があります。阪神淡路大震災直後の火災で、街の

8割の家屋が焼失した神戸市の松本地区では、震災復興について、どうゆう復興計画というか、整備をしていこうかといったときに、住民から火災のときに自分達の身近に水辺がある環境をつくってほしいということを神戸市に要請したそうです。現在、延長790mのせせらぎが完成しています。あるシンポジウムで某先生が「地震の時でも伸縮自在で破損しない水道管とは、いつも水が流れている身近な水路や小河川等のことである。」と発言されています。まさにその通りだと考えます。地震対策として一番大事なのは近くに水辺をつくることです。安全なエリアをつくることです。だから地下埋設の管の中に水を流すこと自体、日本では基本的に合わない施設のような気がしています。そういったことも含めて、再度見直しをしていただきたいと思います。

これからの生活排水処理の基本は浄化槽しかない

もう10年先ぐらいに岐阜県の場合においても生活排水処理がほぼ整理されるでしょう。そこで、従来の縦割り行政の話ではなくて、まず既設の施設については使用料をはじめとされているいろいろな経営情報を議会とか住民にわかりやすく説明する義務が市町村にあるかと思えます。また、今後の施設整備計画について、人口減少とか高齢化といったものが十分予測される情報がいろいろ出ていますので、そういったものをもとに見直しをやる。それと地方交付税制度といったものが確実に改革されていく。そういったことをにらんで、中・長期にわたる財政の健全化といった観点、さらには住民間の費用負担の平等性とか、水辺環境の整備、そういった観点から早急に見直しをやっていただければと思っています。言い過ぎかもしれませんが、人口減少、超高齢化社会というこれからの時代において、生活排水処理の基本は浄化槽しかないと思っています。集合処理施設で整備することは、そのエリアに強制的に、行政上、人を住ませる以外に方策はないような気がしています。一方、浄化槽関連業界では、当然であります但し使用者に対して質の高サービスを提供するため、今後ともこのような研修会等を通じて技術の研鑽に努めると共に、市町村の技術的な支援体制の強化を図る必要があると思えます。皆様の力を結集して、子々孫々まで素晴らしい生活環境を残せるとともに、さらには成熟した地域社会の形成を祈念します。



「メーカーによる改善事例の報告」

午後の部は「メーカーによる改善事例の報告」が7社7型式について行われ、引き続き会場との質疑応答が行われた。その内容については改めて掲載する予定ですが、今回はコメントーターの発言を中心に掲載します。

コメントーター	(財)日本環境整備教育センター調査研究部長	国安克彦
	(社)岐阜県浄化槽連合会会長	玉川福和
	岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会会長	中村保

ブロワの警報機

玉川 ブロワの警報機については私の方からお願いをして付けていただくようになりましたが、基本的な目的はブロワが停止した時に設置者にわかるようにしたいというのが狙いです。したがって、いま検討している人達は、どうすると設置者に知らせることができるか。この答えを持って警報機をつくっていただきたい。十分留意してやってください。

国安 警報機能とそれ以外に、例えば水害の場合にもよくあった事例というのが、タイマー付きとタイマー付きでない場合、停電とか機能障害が起きる確率が相当変わってくる。タイマーや付加機能を付けることによってブロワ価格は上がります。だいたい通常の管理をされていてもブロワは5年から7年ぐらいですが、そのたびに費用が沢山かかることが指摘されているので、出来ればタイマーと本体部分を分けていただく。それと新潟県中越大地震のときに、新潟県の浄化槽関連の団体が調査した結果でも、台から転げ落ちていることが多くて、電気を入れたときに問題なく動くかどうか、電気がない時点で確認しなきゃならない。そうした場合に警報機能プラス、例えば回線上問題があるかないか、そういったあたりも表示できる機能を持てば、今後の地震に対しても望ましい機能になると思う。省電力化を含めて新たな機能をメーカーに望みたいと思います。

田中 (財)岐阜県環境管理技術センター課長) 検査機関として、ばっ気を停止した状態でどれくらい経つと水質が悪くなるかと言いますと、おおむね1週間ぐらいで流入水がそのまま放流されるようなBOD値になります。ですから、いかに早く設置者にそれを知らせ、設置者から維持管理業者にすぐ情報をいただいて、すぐ対応する。そうすれば水質が悪くなる前に対応することができますので、是非ともメーカーの検討を早く進めていただきたいと思います。

法定検査からの報告

大平 (財)岐阜県環境管理技術センター) 平成18年2月から平成19年1月までの7条検査で、工事関係として設置届出書未提出が29件あり、未改善が15件。未接続の不適合が21件で、うち未改善が5件。メーカー関係として浄化槽放流水のBOD超過が実施基数3,731件中783件、21%ありました。維持管理関係で7条検査時に保守点検未実施の不適合81件、未改善27件。最後に清掃を年2回実施しないとどうしても放流水質が保持出来ないという小型合併浄化槽が163件あって、構造例示型と性能評価型がありますが、発生率では性能評価型の方が倍ぐらい多くなっています。

設置者に対する説明責任

中村 設置届が出ていないというのは法律違反なんです。工事をやる前にそれは当然必要です。ところがそれが後になってしまう。浄化槽を設置してから設置届を出す。こういうケースもあるわけです。施工の方に是非お願いをしておきますが、必ず工事をやる前に設置届を出して、工事をやっていかということを確認してから工事にかかってもらいたいと思います。それから設計事務所とか建築会社には確認をしてもらってください。基本的に言えば、私はメーカーの責任だと思う。電気器具を買くと、電気メーカーは必ず最後の最後まで面倒見てくれます。しかし、浄化槽はどこで説明したかわからんような状況で進んでいってしまう。その結果、「何、保守点検みたいのやらないかんの。」「何、汲み取りなんてやらないかんの。」なんていう発言が設置者から出てくる。そういうことから、メーカーや工事業者は説明をきちんとしてもらいたい。

国安 設置者の義務とその説明を誰がするのか。メーカーや工事業者だけでなく、都道府県なり市町村が設置者に伝わるようなシステムづくりをする必要があるのではなからうか。これからは公共用水域の水質保全の観点という立場で浄化槽を設置されるのであれば、行政の立場で、検査機関を活用されて設置者に伝わるような新たなシステムをつくる。メーカーや工事業者だけであれば、さっきご指摘のあったように、毎年同じ答えで毎年成果が出ないという形が見えるので、そのあたりは考えていただければと思います。

問題点は指摘し合い改善する

玉川 清掃が複数回必要な浄化槽について、清掃業界の対応を言います。一つはらくらく契約をして、2回行わなくてはならない契約はどうなるかということ、2回目の清掃料金は半額で実施しております。店舗付き住宅で店舗にシャッターがおりている場合、通常より大きな浄化槽が設置してありますから、これについても半額で対応しています。さらに現在、議会の方へ申しあげている点は、生活保護を受けてみえる方、これについては議会の議決をもって業界に願い出てほしい、こうしてほしいという願い出は聞きますよと申しあげております。もう一つ、保守点検に携わっている人達にお願いであります。清掃の2ヶ月後に点検するわけですね。その時に、岐阜県内で間違いなく清掃が不十分であるということが確認できた場合は、速やかに清掃業界の方へ申告してください。やり直しをしますから。要は、下水道にかかわることを、らくらく契約で展開しているわけですから。したがって、みんなが何かもたれ合って隠し合うようなことがあってはならない。問題点は指摘し合い、そして改善する。ここに徹していきたいと思っています。

玉川会長による総括

私達浄化槽にかかわる者は、昭和40年代、50年代に設置された単独浄化槽が始まりであります。なぜ単独浄化槽が設置されたか。下水道が思ったより時間がかかったからです。下水道の始まりは明治32年にさかのぼります。100年前に下水道法ができた。そして、今も下水道事業は続けられ莫大な費用がかかる。そこで、私達がなぜ単独浄化槽にとどまっていなかったか。メーカーは単独浄化槽をつくったせいで、800万基ともいわれるこの単独浄化槽からの垂れ流しによる環境汚染の汚名を浴びた。その結果、合併浄化槽が開発されたわけです。小型合併浄化槽は年間20万

基設置される。いまは平成12年の単独浄化槽廃止を受けて新設は合併浄化槽だけです。しかし、この合併浄化槽が下水道に繋がれて消えていくという現状を見ると、私達は何をすべきか。いま自治体は赤字を抱え、これからも切迫した財政破綻と向き合っていて進んでいくんでしょう。そこで情報を知り得た我々業界は何をすべきか。下水道のいらぬ世界を目指して、いまみんなで協力し合う必要がある。そこで、ここに下水道に繋ぐ必要のない合併浄化槽システムをつくりあげました。「みず再生施設認定制度」といって、法定検査機関である(財)岐阜県環境管理技術センターが認証するシステムです。この制度は平成19年4月から実施ですが、いま現在は約30%しか通らない。通らないときにどうするか。ここで技術が初めて発揮される。おおむね3年後にはすべての合併浄化槽が認証されるということになると私は思う。今日のやりとりを聞いていても、これは実現不可能ではない。なぜかは地域別、会社別、管理士別、メーカー別も公表されます。通らなかったときに、管理士は自分のやっているところが何で不適になったのか。自分の技術不足なのか、怠慢なのか、さらにはその家庭の利用状況が悪いのか、メーカーそのものに問題があるのか。ここらあたりを明らかにしながら進んでまいります。メーカーは今まで不良なものをつくっても責任をとったことはない。過去にさかのぼれば全ばっ気があります。私は全ばっ気はメーカーが保証すべきだと思う。コンパクト化しすぎては目的を達成しない。これは過去のことではありますが、これからはそうはいかない。メーカーにも業者にも責任をとっていただくつもりであります。最善を尽くして、岐阜県の市町村が財政難で立ちいかなくなるように、私達は今の仕事を通して貢献する必要があります。



法定検査の未受検者に対する指導について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

1 経緯

浄化槽は、下水道と同等の汚水処理機能を有する施設として評価されているが、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の徹底が不可欠である。

岐阜県における浄化槽法定検査の実施率は、第7条検査がおおむね100%であり、第11条検査も約80%と高水準を維持しているが、第11条検査の実施率が頭打ちの状況にある。

昨年2月に改正浄化槽法が施行され、法定検査未受検者に対する都道府県の指導監督権限が強化されたことから、法定検査実施率向上の好機として新たな指導体制を確立することとした。

2 浄化槽管理指導専門職の設置

岐阜県には、約20万基の浄化槽が設置されている。このうちの約4万基（うち県所管分は約3万基）が法定検査未受検浄化槽である。

指導対象が多数であることから、従前の職員のみでの対応は困難であることから、5圏域に各1名の「浄化槽管理指導専門職」を設置し、法定検査未受検者に対する指導体制の強化を図った。

3 実施方法

- ① 指導対象者の抽出（届出情報と法定検査実施結果との突合、市町村の下水道接続状況の確認等により、指導対象者を抽出）
- ② 浄化槽法改正の概要を文書により啓発
- ③ 電話による法定検査受検の啓発・指導
- ④ 個別訪問による法定検査受検の啓発・指導

4 文書による啓発の結果

はがきにより、法改正の概要を啓発するとともに、現在の維持管理の状況の報告を求めたところ、次のような回答が寄せられた。

- 法定検査を受検する義務があることを知らなかった。
- 保守点検と法定検査の違いがわからない。
- 別荘、自治会の集会場等1年間で数回しか使用しない浄化槽でも法定検査を受けなければならないのか。

浄化槽法定検査の受検状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

7条検査

都道府県名	実 施 率	
	全 数	うち合併
北海道	97.9%	97.9%
青森県	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
岩手県	97.4%	97.4%
宮城県	100.0%	100.0%
秋田県	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
山形県	84.4%	85.1%
福島県	95.5%	95.5%
茨城県	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
栃木県	100.0%	100.0%
群馬県	100.0%	100.0%
埼玉県	30.9%	30.9%
千葉県	44.6%	44.5%
東京都	61.7%	61.7%
神奈川県	47.7%	47.7%
新潟県	83.0%	83.0%
富山県	94.7%	94.7%
石川県	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
福井県	85.2%	85.2%
山梨県	47.5%	47.5%
長野県	76.3%	76.3%
岐阜県	99.8%	99.8%
静岡県	74.8%	74.8%
愛知県	38.2%	38.2%
三重県	97.2%	97.2%
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
大阪府	100.0%	100.0%
兵庫県	98.5%	98.5%
奈良県	100.0%	100.0%
和歌山県	98.4%	98.4%
鳥取県	100.0%	100.0%
島根県	100.0%	100.0%
岡山県	100.0%	100.0%
広島県	99.1%	99.1%
山口県	94.6%	94.6%
徳島県	100.0%	100.0%
香川県	100.0%	100.0%
愛媛県	100.0%	100.0%
高知県	82.7%	82.8%
福岡県	100.0%	100.0%
佐賀県	100.0%	100.0%
長崎県	89.7%	89.7%
熊本県	100.0%	100.0%
大分県	98.0%	98.0%
宮崎県	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
鹿児島県	99.5%	99.5%
沖縄県	90.7%	90.7%
合計	84.0%	83.8%

（参考H16 84.0% 83.8%）

11条検査

都道府県	実 施 率	
	全 数	うち合併
北海道	54.2%	43.2%
青森県	38.1%	67.4%
岩手県	69.1%	76.2%
宮城県	80.2%	90.4%
秋田県	48.9%	91.9%
山形県	45.6%	74.0%
福島県	6.3%	13.8%
茨城県	11.6%	27.0%
栃木県	49.7%	43.4%
群馬県	34.6%	44.4%
埼玉県	3.6%	11.1%
千葉県	4.5%	12.5%
東京都	5.6%	17.6%
神奈川県	10.3%	31.8%
新潟県	8.5%	44.7%
富山県	12.0%	43.6%
石川県	7.8%	50.7%
福井県	7.3%	30.9%
山梨県	22.0%	37.0%
長野県	17.7%	21.7%
岐阜県	80.4%	96.1%
静岡県	3.2%	16.7%
愛知県	7.3%	30.9%
三重県	22.0%	37.0%
滋賀県	12.7%	15.7%
京都府	14.7%	32.3%
大阪府	3.0%	10.3%
兵庫県	34.1%	70.9%
奈良県	10.0%	42.2%
和歌山県	11.4%	31.9%
鳥取県	30.6%	63.2%
島根県	20.7%	59.8%
岡山県	77.8%	93.6%
広島県	19.4%	50.9%
山口県	43.0%	61.7%
徳島県	33.3%	57.4%
香川県	20.7%	35.5%
愛媛県	15.0%	66.7%
高知県	51.8%	72.5%
福岡県	51.1%	75.8%
佐賀県	67.8%	82.9%
長崎県	72.5%	80.4%
熊本県	42.2%	74.5%
大分県	19.2%	61.0%
宮崎県	9.9%	27.2%
鹿児島県	10.7%	11.0%
沖縄県	4.0%	25.6%
合計	20.2%	42.1%

（参考H16 17.9% 40.4%）

（注）検査実施基数が検査対象基数を上回っている場合は実施率を100%とした（下線部）